



北海道森林整備 担い手支援センター業務案内



～森林を育て守る仲間を応援します～

- 林業就業希望者の相談に応じます。
- 就業前に林業の知識・技術を身につけるお手伝いをします。
- 新たに林業に就業する方に準備資金をお貸しします。
- 林業事業体雇用管理の改善を支援します。
- 新規に参入する方の定着を支援します。
- 森林作業員の就業条件を整えるお手伝いをします。
- 森林作業員の技術向上を支援します。
- 林業現場技能者を計画的に育成します。

1 森林で仕事をしてみませんか

●林業就業希望者の相談に応じます

林業に就業を希望する方に道内の林業雇用の情報を提供するとともに、就業に向けて相談にのります。

●就業前に林業の知識・技術を身につけるお手伝いをします

林業担い手研修(森林施業基礎研修)

林業就業を希望する方が、森林作業の基礎的な知識や技能を習得する4日間の研修です。

(刈払機・チェーンソーの安全衛生講習等の修了証を交付、受講料は無料です)

●新たに林業に就業する方に準備資金をお貸しします(林業就業促進資金貸付事業)

- ・新規就業者が就業の準備に必要な資金、又は認定事業主(次項2「雇用管理等改善措置計画」による)が新規就業者に就業の準備資金を支給するために必要な資金を無利子でお貸しします。
- ・一定期間以上継続して林業に就業し、将来とも林業への就業が見込まれるときは、償還金の一部又は全額が免除されます。

貸付限度額等

区 分		限度額	償還期間(据置期間)	償還免除上限額
新規就業者	道外から移転する者	150万円	10年以内(4年以内)	30万円
	道内の他市町村から移転する者	100万円	8年以内(4年以内)	20万円
	その他	30万円	6年以内(4年以内)	—
認定事業主		120万円	10年以内(4年以内)	—

2 林業就業者の働く環境の改善を進めます

●林業事業体雇用管理の改善を支援します

林業の事業主に「雇用管理等改善措置計画」の作成による、計画的な雇用条件の改善と事業の合理化を助言・指導します。

①改善措置計画

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、雇用管理の改善及び森林施業の機械化、事業の合理化を一体的に図るために必要な措置を計画するもので、知事の認定を受けた事業体を「認定事業主」と言います。(計画期間は原則5年)

②知事の認定を受けることのできる事業体

林業労働者を雇用(年間6か月以上、5人以上)し、森林施業を行っている事業体であれば、森林組合、法人、事業協同組合、個人経営いずれの形態でも可能です。

③改善措置計画の作成指導等

定められた様式が、各振興局林務課に備えてあり、作成を指導しています。

計画の更新(5年の計画期間終了後)は、様式が各振興局林務課に備えてあります。

●新規に参入する方の定着を支援します(新規参入定着支援事業)

新規的林業就業者を通年雇用する事業主に2年間奨励金を助成します。

〈要件〉

- ・「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく認定事業主である
- ・年間を通じた事業の確保に取り組み、雇用の通年化を図る
- ・40歳未満の新規参入者を月給制で通年雇用する
- ・「緑の雇用」新規就業者育成推進事業による研修生でないこと
- ・林退共又は中退共の被共済者である

●森林作業員の就業条件を整えるための支援をします(森林作業員就業条件整備事業)

年末に森林作業員の就労日数に応じた奨励金を支給します。

- ・作業員の就業日数に応じて、森林作業員・事業主が毎月積み立てた掛金に、市町村と道の助成金を加え、奨励金として年末に事業主を通じて支給します。

- ・ 事業の対象となる森林作業員の年齢は満65歳未満(対象期間開始年の11月1日時点)とします。

〈要件〉

事業主	作業員を直接雇用し、林退共又は中退共の共済契約者で、労災保険等の適用事業主であること
作業員	林業に年間140日以上従事し、林退共又は中退共の被共済者であること

3 林業就業者の技能向上のための研修です

● 森林作業員の技術向上を支援します（林業担い手研修）

森林作業員の技術・技能向上のため、受講者の希望や技能レベルに合わせてメニューが選べる(複数可)研修です。

研修区分		受講対象者及び内容	
林業基礎講座	林業基礎研修Ⅰ (森林施策基礎)	対象	林業に就業を希望する方、これまで林業の基礎的研修の受講経験がない方など
		内容	森林作業の基礎的な知識や技能(刈払機、チェーンソーなど)を習得する研修 研修日数は4日間
	林業基礎研修Ⅱ (森林施策実践)	対象	林業に新規就業後約1年未満の方など
		内容	チェーンソー、刈払機の反復練習等による実践的な技術を習得する研修 研修日数は5日間
キャリア形成講座	林業機械研修Ⅰ (林業機械操作)	対象	2年から4年程度の林業経験のある方
		内容	林業機械の基本操作やメンテナンスなど実践的な技術を習得する研修 研修日数は、前期(座学)及び後期(実践)の10日間
	林業機械研修Ⅱ (林業機械作業システム)	対象	4年から6年程度の林業経験のある方
		内容	高性能林業機械を活用した低コストで効率的な作業技術を習得する研修 研修日数は、前期(座学)及び後期(実践)の10日間
	伐木技術研修Ⅰ (伐倒技術ワークショップ)	対象	4年から6年程度の林業経験のある方
		内容	安全で効率的なチェーンソー技術を習得する研修 研修日数は2日間
	伐木技術研修Ⅱ (高度伐木技術実践)	対象	10年以上の林業経験のある方
		内容	現場条件(傾斜、風倒木被害地など)に適應したチェーンソーによる伐倒技術を習得する研修 研修日数は2日間
林業現場指導研修	現場管理研修Ⅰ (現場管理基礎)	対象	4年から6年程度の林業経験のある方
		内容	林業関連法令やICT等の新たな知識を習得する研修 研修日数は5日間
技能講習	現場管理研修Ⅱ (現場管理実践)	対象	5年から7年程度の林業経験のある方
		内容	現場管理責任者が必要となる安全衛生管理や指導方法等を習得する研修 研修日数は5日間
林業現場指導研修	現場指導研修	対象	認定事業主・登録事業体
		内容	林業の技能と労働安全管理の職場内での研修
技能講習		対象	認定事業主・登録事業体
		内容	素材生産に必要な玉掛、はい作業主任者、車両系建設機械、素材生産格付技術等の技能講習の受講を支援

(注1) 受講者は、研修によっては森林作業に必要な各種資格が取得できます。

(注2) 研修期間は、メニューによって異なります。また、気候等その他の情勢により研修日数等の変更する場合があります。

(注3) 基礎講座、キャリア形成講座は受講料無料、現場指導研修、技能講習は助成制度です。

(注4) 詳しくは、支援センターにお問い合わせください。

(次頁に続く)

●林業現場技能者を計画的に育成します（「緑の雇用」事業）

林業の現場技能者を段階的、体系的に育成する林業経営体を支援します。

①トライアル雇用（林業就業1年未満の者対象）

林業の作業を理解するため、本格的な就業前の3ヶ月以内の短期研修です。

②フォレストワーカー(林業作業士)の育成 (林業就業2年未満の者対象)

間伐等の林内作業を安全かつ効率的に行うための3年間の基本的な研修です。

③フォレストリーダー(現場管理責任者)の育成 (林業就業5年以上の者対象)

現場を効率的に運営するため、作業班員への指導能力や作業の工程管理に関する知識・技術を習得させるための研修です。
(20日間程度)

④フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)の育成 (林業就業10年以上の者対象)

複数の現場を統括管理するために、年間計画の進捗管理等の知識を習得させるための研修です。(10日間程度)

⑤指導員能力向上研修

林業経営体の研修指導員の指導能力を向上させるための研修です。(3日間)

(注1)助成

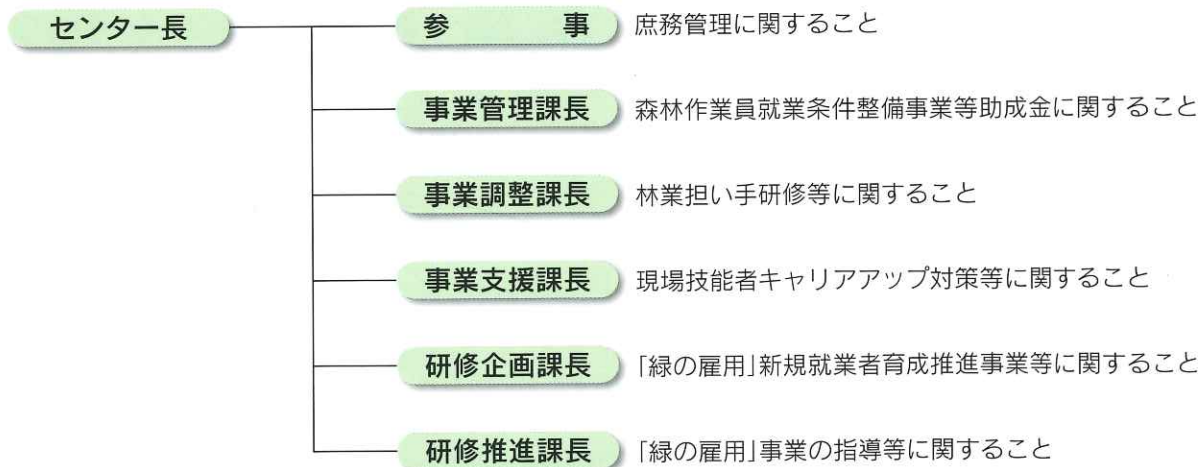
- ・研修生が基本的な技術・技能を習得するための経費を助成します。
- ・研修生への実地研修(OJT)に対する指導経費を助成します。

(注2)要件

- ・「認定事業主」であること、トライアル雇用、フォレストワーカーの育成は実地研修に必要な事業地、機材、指導員等を確保できる林業経営体であることなど。

北海道森林整備担い手支援センターの組織

林業担い手の確保・育成に関することは気軽にお問い合わせください。



発行：一般社団法人 北海道造林協会
北海道森林整備担い手支援センター

〒060-0004 札幌市中央区北4条西4丁目1番地3 伊藤ビル6階
TEL 011-200-1381 FAX 011-200-1382

ホームページ <https://www.shiencenter.or.jp/>

